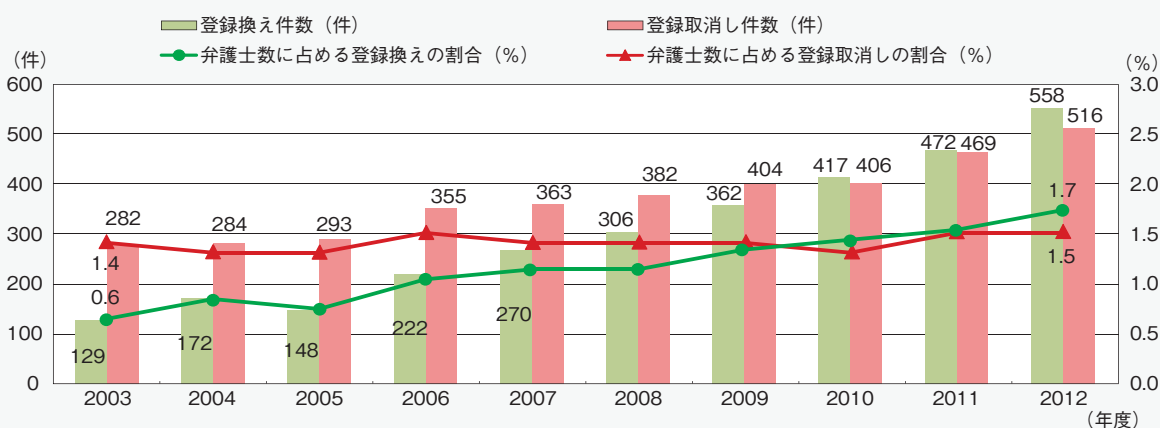


6 登録換え・弁護士登録取消し件数

以下は、2003年度から2012年度までの登録換え・弁護士登録取消し件数の推移と弁護士全体に占める割合、及び弁護士登録取消し件数の事由別の内訳についてまとめたものである。

資料1-1-9 | 登録換え・登録取消し件数の推移と弁護士数（総数）に占める割合



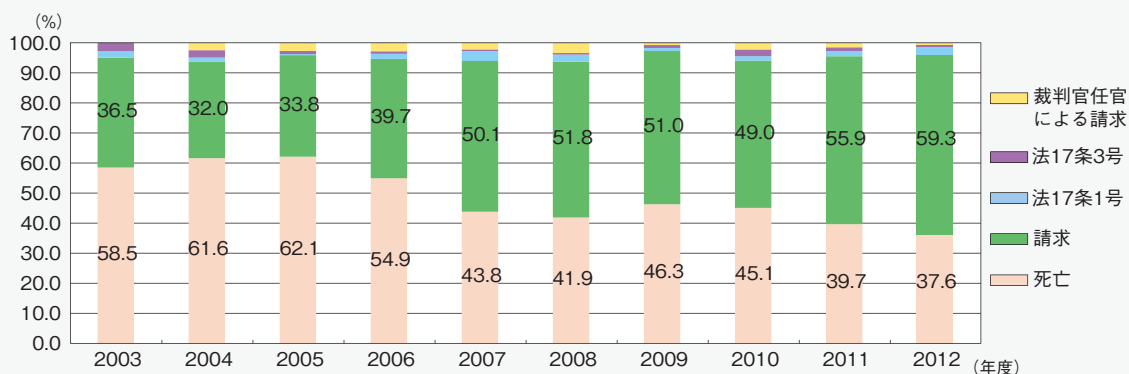
【注】割合は、登録換え・登録取消し件数を各年度末にあたる3月31日現在の弁護士数で除したものの。

資料1-1-10 | 弁護士登録取消し件数の事由別内訳

(単位：件)

取消し事由	年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
裁判官任官による請求		—	7	8	10	8	13	3	9	7	3
法17条3号		8	7	3	3	2	2	4	9	6	2
法17条1号		6	4	1	6	12	9	4	6	8	11
請求		103	91	99	141	182	198	206	199	262	306
死亡		165	175	182	195	159	160	187	183	186	194
合計		282	284	293	355	363	382	404	406	469	516

資料1-1-11 | 弁護士登録取消し件数の事由別割合



【注】 1. 「登録換え」とは、所属する弁護士会を変更することである。弁護士は、所属弁護士会の地域内に法律事務所を設けなければならないため、地域外に法律事務所を設ける場合、所属弁護士会を変更する必要がある。

2. 弁護士法第17条抜粋

日本弁護士連合会は、次に掲げる場合においては、弁護士名簿の登録を取り消さなければならない。

第1号…弁護士が第7条第1号又は第3号から第5号までのいずれかに該当するに至ったとき。

第3号…弁護士について退会命令、除名又は第13条の規定による登録取消しが確定したとき。

3. 弁護士法第7条抜粋

次に掲げる者は、第4条、第5条及び前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。

第1号…禁錮以上の刑に処せられた者

第3号…懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であつて除名され、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、又は公務員であつて免職され、その処分を受けた日から3年を経過しない者

第4号…成年被後見人又は被保佐人 第5号…破産者であつて復権を得ない者